

別紙2 「ふじさわエコ日和」運営・管理業務仕様書

1 業務目的

環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」(以下、「ふじさわエコ日和」という。)は、平成21年4月に開設し、行政、市民、事業者、NPO法人等、大学の各主体が連携する環境情報の交換の場として機能してきました。

また、平成23年度からは、特定非営利活動法人と市との協働事業により、事業者からの発案を活かしながら、運営を行ってきました。

本市では、平成22年度に策定した「藤沢市地球温暖化対策実行計画」において、「2022年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で40%削減」することを目標としています。この目標の達成に向けて、身近にできる省エネの取組を促進するためには、「ふじさわエコ日和」のコンテンツの充実を図り、さらに魅力のあるサイトにすることが求められます。

平成30年度からは、これらのことを踏まえ、より多くの皆さんに「ふじさわエコ日和」を利用していただくため、市民等の環境啓発意識の向上を目的とした「リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設」の運営業務に業務を統合し、一体として事業を行うことで、事業の充実及び効率化を図っていきます。また、併せて、各コンテンツの見直し等を行うことで、市民等に役立つ環境ポータルサイトとして、引き続き運用していくこととします。

2 業務内容

以下の内容を踏まえ、業務を実施すること。

(1) サイトの運営・管理

受託者は、必要な機器を設置し、責任を持って管理しなければならない。また、データ及びシステムのバックアップを週1回以上実施し、万全な運用に努めること。なお、ふじさわエコ日和は次のドメインおよびURLを使用すること。

<http://fj4.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

(2) コンテンツの作成と更新

市民、事業者、行政等の各主体の参加やアクセス数の増加を図るため、コンテンツを提案すること。内容については市と協議して決定すること。また、掲載に適した情報を積極的・計画的に収集し、速やかにコンテンツを更新すること。ただし、現在運営中の「ふじさわエコ日和」のコンテンツのうち、次のコンテンツについては継続して掲載すること。なお、コンテンツの名称の変更については、市と協議の上、決定すること。

(仮称) エコライフチェック

家庭での省エネ行動を促進するために、日常生活の中で取り組める省エネ行動を自己チェックすることで、温室効果ガス削減量やエネルギー削減量を確認することができるコンテンツを設ける。

(仮称) エコ日記

藤沢市内で行われる環境活動の紹介や、イベント告知、イベント取材記事等を掲載するコンテンツを設ける。

(仮称) イベントカレンダー

藤沢市内で行われる環境関連イベント情報等を効果的に発信するため、カレンダー機能等を設ける。

(3) 環境クリック募金について

1) プログラムについて

現在運営中のコンテンツ「環境クリック募金」については、本業務委託により作成する

「ふじさわエコ日和」においても引き続き公開するため、受託者が用意するサーバーに格納し公開すること。なお、プログラムの所有権は市に帰属するため、プログラム・データベースの貸与に伴うサーバーへの移行並びに更新作業等については、市と協議の上、受託者が設定すること。

併せて、委託期間終了後は、プログラムデータを抽出し、市に納品すること。

コンテンツのプログラムの詳細については次のとおり。

容量：500MB 以上

ブラウザ：IE10.0 以上

使用するミドルウェア：php：5.4 以上、PostgreSQL：8.1 以上

2) 協賛企業について

環境クリック募金に協賛する市内企業等を、常時5社以上確保し、かつ、年間1社以上追加するよう努めること。

(4) 環境啓発施設

環境啓発施設の利用案内及び環境啓発イベントを紹介するコンテンツを作成すること。

(5) 各種リンクの表示

藤沢市ホームページ等のリンク表示を行う。なお、現在運営中の「ふじさわエコ日和」に表示があるリンクのうち、次のものについては継続して該当ページへのリンク表示を行うこと。

航空機騒音監視測定結果（速報値）

市内の大気汚染状況（速報値）

ごみ検索システム

湘南エコウエーブ

(6) アクセス数等の計測

次に掲げる事項について、アクセス数の計測を可能とすること。

トップページの月単位アクセス件数

エコライフチェックの月単位アクセス件数

その他、本市が把握する情報として必要な月単位アクセス件数

(7) アクセス解析

アクセス解析プログラムを用いて、ページビューランキング、ユーザーの分布、集客のサマリー、新規とリピーターなどのほか、解析可能な事項について、月単位で解析を行うこと。

(8) 市民、事業者などからの意見・要望等

市民、事業者などからの意見・要望等については、可能な限り対応し、反映すること。

(9) その他

環境啓発に有用な外部コンテンツや SNS などを活用し、情報発信に努めること。

3 遵守事項

業務を実施するに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 市が現在、策定している「藤沢市環境基本計画」、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」、その他環境に関連する本市計画・施策との整合を図ること。

(2) あらゆる利用者が支障なく利用できるように「JIS X 8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ）」及び「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」等の、ウェブアクセシビリティに関する規格等の要件を満たすよう努めること。

- (3) 市内及び近隣の自然環境保護団体や、連携等協力協定を締結した市内の大学について各活動の取材等を通し、連携を図り、サイトの充実に努めること。
- (4) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第3章の各取組項目を実施するよう努めること。

4 書類等の報告

受託者は、コンテンツの作成・更新、アクセス数、アクセス解析結果など、業務内容についての報告書を毎月1部、毎月の業務終了後に遅滞なく提出すること。

5 業務の実施期間

運営期間はリサイクルプラザ藤沢環境啓発施設等運営業務委託仕様書に準じる。

なお、サイトの構築期間については、2018年(平成30年)5月31日までとし、公開時期については、市と協議して決定すること。

6 特記事項

- (1) 受託者は本業務の実施に当たって、業務進捗に配慮し、円滑かつ迅速に業務が行える体制を整備すること。
- (2) 本仕様書に基づき、コンテンツ開発やシステム改修等を行う際には、本市と事前に協議をすること。
- (3) 画像等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害しないこと。
- (4) 受託者は、業務遂行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、本市と事前に協議し、その指示に従うこと。

7 セキュリティ管理

- (1) なりすまし等による不正アクセスやデータの盗聴・改ざんを防止するため、ファイアーウォールの設置、SSL等の暗号化、セキュリティの脆弱性への即時対応等の対策を行うこと。
- (2) 適正なウイルス対策を実施すること。
- (3) 市の定める「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」及び「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」を遵守すること。
- (4) 動作テストを自社等で実施する場合、本市のデータを無断で持ち出さないこと。なお、テストデータについては、現存しないデータとなるよう名称等を加工すること。

8 秘密の保持

本業務によって知り得た秘密は、いかなる場合であっても他に漏らしてはならない。この義務は事業終了後も存続するものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ定めることとする。

以 上

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設等運營業務委託(以下「本契約」という。)において、本契約に係るデータ及び受託業務を通じて知りえた秘密等の取り扱いについて、受託者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、委託者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者等についても適用する。
- 4 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び委託者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(藤沢市個人情報の保護に関する条例の遵守)

- 第2条 受託者は、藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号)の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3条 受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。
- 2 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者(以下「派遣労働者等」という。)に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 受託者は、委託者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

- 第4条 受託者は、本契約に係るデータを委託者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(データの複写及び複製の禁止)

- 第5条 受託者は、本契約に係るデータを委託者の承認を得ずして、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(安全管理義務)

第6条 受託者は、本契約に係るデータの取扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、情報の無断持ち出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持ち出す場合には、暗号化等の措置をおこない、委託者の承認を得たうえで、様式第2号「情報持ち出し管理簿」に記録すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、本契約終了時まで、本契約に係るデータを返却又は復元不可能な状態にした後に廃棄すること。廃棄する場合は、様式第3号「廃棄証明書」を委託者に発行しなければならない。

3 受託者は、委託者の環境にパソコンおよびデータ等を持ち込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン及びデータ持ち込み申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(記録媒体の取扱い)

第7条 受託者は、委託者の情報資産に記録媒体等を接続する場合及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新の状態に保たれたウイルス対策ソフト等を使用し、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書き込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を発行しなければならない。

(記録媒体の廃棄)

第8条 受託者は、本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第3号「廃棄証明書」を発行しなければならない。

(監督及び監査)

第9条 委託者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受託者及び再委託先に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立ち会うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(従業者に対する教育の実施)

第10条 受託者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、

委託者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により委託者に提出しなければならない。

（事故発生の報告義務）

第11条 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、本契約に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約の解除）

第12条 委託者は、受託者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第13条 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

（その他）

第14条 委託者は、本仕様書に定める各様式を、藤沢市ホームページにて公開するものとする。

（以下余白）

ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書

1 趣旨

この仕様書は、リサイクルプラザ藤沢環境啓発施設等運營業務委託契約の受託者がホームページの改ざん等をはじめとしたインターネット上の脅威に対処するため、開発及び運用等において、ウェブアプリケーションに対して実施する対策について定めることを目的とする。

2 開発・改修時に実施する対策

受託者は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定した「安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版」の内容を理解するとともに、別紙1「ウェブアプリケーションのセキュリティチェックシート」（以下、チェックシート）に定める対策等を実施すること。

チェックシートの各実施項目について「対応済」、「未対策」、「対応不要」のいずれかをチェックすること。

ウェブアプリケーションに脆弱性がないことが明らかである場合、当該項目に「対応不要」にすることができる。

受託者は、チェックシートに基づき、全ての脆弱性を確認した上で、運用開始までに委託者に対して提出するものとする。

チェックシートの選択項目

対応済	対策を実施している場合に選択。
未対策	対策の実施は必要であるが、何らかの理由により未実施の場合に選択し、その理由についても記載すること。
対応不要	脆弱性が存在しない実装である場合やすでに他の対策を実施し、対策自体が不要であると判断される場合に選択し、その理由についても記載すること。

3 ウェブアプリケーション運用のためのセキュリティ対策

受託者は、ウェブサイトを安全に運用するために次のセキュリティ対策を施さなければならない。

(1) 保守体制表の提出について

受託者は、本番運用開始までに、保守体制表を委託者に提出しなければならない。また、業務の途中で体制に変更があった場合は、速やかに書面により委託者に通知すること。

(2) ファイアウォールの導入

必要なポートへの通信だけを許可するようルールを設定し、ウェブサイ

ト内の情報の書き換え、漏洩等の攻撃を防がなければならない。また、ログの取得機能は有効にし、定期的に取得したログの保存や、解析を行わなければならない。

(3) ウイルス対策ソフトの導入

ウェブアプリケーションが稼働するサーバにウイルス対策ソフトを導入し、保護しなければならない。

(4) 適切なリソース管理、負荷分散の導入

ウェブサイトのアクセスに対し、安定してサーバを稼働させるために適切なサーバ容量を確保するとともに、必要に応じて負荷分散装置（ロードバランサー）やキャッシュサーバの導入を行わなければならない。

(5) セキュリティパッチの適用

ウェブサーバのアプリケーション、CMS、OS、ミドルウェア等の構成要素の全てについて、脆弱性が発見され対応パッチが公開された際は、1週間以内に適応させなければならない。1週間以内に対応できない場合、受託者は、速やかに委託者と協議し、適応時期や適応までの暫定対応について決定すること。

(6) 不必要なサービスの停止・アプリケーションの削除

不必要なサービスは停止するか、削除しなければならない。サービスを提供しているポート以外に対する要求に対し応答を返さないよう、フィルタリングを施さなければならない。

(7) アカウントの適切な管理

管理者権限のアカウントは必要最低限とし、不要なアカウントは削除しなければならない。また、パスワードは英数大文字混在で8文字以上の良質なものを設定しなければならない。設定したパスワードについては、少なくとも180日程度で変更することとする。

(8) 新たに発見される脆弱性への対応

受託者は、委託者が契約期間中、外部のセキュリティ診断等を実施し、新たに脆弱性が発見された場合、必要なセキュリティ対策を施さなければならない。

ただし、対応に新たな費用が発生する場合、その負担について委託者と協議の上決定すること。

(9) その他の対策

その他、委託者と協議し、必要なセキュリティ対策がある場合は施さなければならない。

(10) 監視体制

ウェブサイトの構築後は、構築したサーバの監視を十分に行い、異常を検知することができる体制を整えること。

検知対象は、DoS攻撃、改ざん、サーバ負荷の急増及び外部C&Cサ

サーバ等への通信等とする。

受託者は、これらの異常を検知した際は、直ちにウェブサーバの運用を停止し、委託者に連絡するとともに、対応を協議すること。

(11) 報告事項

受託者は、構築したシステム内で使用しているソフトウェアの種類やバージョン等について別紙2「ウェブサーバの運用環境報告」にて、契約締結後1週間以内に委託者に報告すること。

また、これらのソフトウェア等に関するアップデート状況等について別紙3「ソフトウェア等の運用報告」にて翌月10日までに報告すること。

4. インシデント発生時の対応

ウェブアプリケーションに、DoS攻撃、不正アクセス等のサイバー攻撃や、サーバの故障、停止等のインシデントが発生した場合は、ただちに委託者へ連絡し状況を報告しなければならない。対応は委託者と協議の上行い、必要に応じて、原因究明、復旧対応、プレス発表の協力等を行わなければならない。

また、インシデント対応完了後、速やかに書面にて、報告すること。

5. 監督

委託者は、提出された書類等の内容について確認が必要と認められる場合は、実地に調査を行うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

6. 損害賠償

受託者は、本仕様書に違反し脆弱性等が存在した場合、当該脆弱性等により委託者に発生する損害について、その賠償の責に任ずるものとする。

なお、賠償内容については委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

7. 協議事項

本仕様書に定める脆弱性項目以外に、新たに脆弱性が発見され、当該脆弱性を狙った攻撃が急増するなど被害発生が予測される場合は、委託者と受託者が協議の上、対策の実施有無を決めるものとする。

8. その他

委託者は、本仕様書に定める各様式を、藤沢市ホームページにて公開するものとする。

以 上